

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年8月20日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、「土木コンクリート構造物耐久性検討委員会」の提言に基づき実施されたコンクリート非破壊検査や単位水量等の現地調査のデータ解析を行い、コンクリート標準仕方書の改訂に向けた基礎的な検討を行う。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、発注者における品質確保の責務を果たすため、新しい技術を用いた監督及び検査のあり方の検討を行い、共通仕様書等の改訂に向けた基礎資料の作成を行うものである。

本業務の成果を的確かつ高品質なものとし、過年度と一貫した方針による検討を行うためには、「土木コンクリート構造物耐久性検討委員会」の提言の背景や内容を熟知するとともに、コンクリート非破壊検査要領(案)や土木共通仕様書の内容に精通し、土木コンクリートに関わる専門的かつ高度な知識が必要である。また、国土交通省が行う監督や検査業務に精通し高度かつ総合的な検討業務の実績を有することが必要である。

これらのことから、(財)国土技術研究センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度公共工事の品質確保に関する検討業務

(2) 業務内容

品質確保に関する監督・検査の検討

現場の施工体制に関する検討

(3) 履行期限 平成20年 3月20日

3. 業務目的

本業務は、「土木コンクリート構造物耐久性検討委員会」の提言に基づき実施されたコンクリート非破壊検査や単位水量等の現地調査のデータ解析を行い、コンクリート標準仕方書の改訂に向けた基礎的な検討を行う。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、発注者における品質確保の責務を果たすため、新しい技術を用いた監督及び検査のあり方の検討を行い、共通仕様書等の改訂に向けた基礎資料の作成を行うものである。

4. 応募要件

(1)参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

「土木コンクリート構造物耐久性検討委員会」の提言の背景や内容を熟知していること。

コンクリート非破壊検査要領(案)や土木共通仕様書の内容に精通し、土木コンクリートに関わる専門的かつ高度な知識を有していること。

国土交通省が行っている監督、検査業務に精通していること。

3) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。

4) 業務執行体制に関する要件

常時、業務を実施する担当者とその体制が確保できること。

5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した土木構造物のコンクリートの品質確保のための検査手法の検討に関する業務

・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した公共工事の発注機関が発注した、土木構造物のコンクリートの品質確保のための検査手法の検討に関する業務

公共工事の発注機関とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に定められた、国、特殊法人等又は地方公共団体をいう。

(2)配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は、以下のとおりとする。

1)配置予定管理技術者

資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア)技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ)1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ)国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

エ)国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

オ)国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規定により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）についても、建設コンサルタント登録規定により技術管理者として認定を受けてい

る必要がある。)

同種類業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国土交通省が発注した工事の監督・検査に係わる品質確保の検討に関する業務
- ・類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した公共工事の発注機関が発注した、工事の監督・検査に係わる品質確保の検討に関する業務
公共工事の発注機関とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律に定められた、国、特殊法人等又は地方公共団体をいう。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
国土交通省近畿地方整備局 企画部 技術管理課 検査係
TEL：06-6942-1141 FAX：06-6942-7825

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年8月20日から平成19年9月10日まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)

交付場所

(1)と同じ

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年9月10日16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：

平成19年10月1日 16：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。